

埼玉県第4種リーグ戦 さいたま市地区細部運営要領

平成26年度埼玉県第4種リーグ戦実施要項確認事項10(3)に基づき、さいたま市地区細部運営要領を次のとおり定める。

◇ 埼玉県第4種リーグ戦実施要項「10 参加資格(3)」関連

- ・別紙第1付紙「移籍追加登録選手の詳細」の承認権者は、ブロック責任者とする。

◇ 埼玉県第4種リーグ戦実施要項「11 試合方法(3)」関連

- ・再試合関係チームは、日程、グラウンド及び第三者の審判員の確保に出来るだけ努め、ブロック責任者に報告をする。

この場合の試合時間は40分とし、勝敗が決しないときはPK方式による。

◇ 埼玉県第4種リーグ戦実施要項「確認事項」関連

1 エントリー及びメンバー表の提出並びにユニフォームの確認について

- (1)・エントリー表は、自チームのリーグ戦第1試合当日の受付時に各会場本部に提出する。
- (3)・正ユニフォームの着用については、ホームチームに優先権を与える。

2 選手交代について

- (1)・交代カードは使用しないで、第4の審判員に通知してその指示を受ける。

7 審判について

- ・第三者の審判員の割当てが困難な場合で真にやむを得ないときは、対戦チーム同士の相互審判とすることができる。
- ・本部に審判証(審判証未着の場合はWeb登録画面の「申請状況の確認」を印刷して提示)を提示して確認を受ける。

◇ さいたま市地区としての統制事項

* ブロック責任者(チーム)の業務

- ・各ブロックの連絡調整役として、試合の日程、組み合わせ、審判の割当て等を行う。この際、特に小学生年代の精神的、身体的特性を考慮し、[2試合/チーム1日]以下の組み合わせに努める。
- ・ホームチームをはじめ参加全チームの協力を得て円滑な運営に努める。
- ・ブロック内各チームのエントリー表原本(別紙第1付紙「移籍追加登録選手の詳細」を含む。)をリーグ戦終了まで保管する。
- ・会場責任チームを指定する。
- ・実施要項「報告事項一覧」に示された次の報告を行う。
 - ・「各ブロック責任者」→「さいたま市事務局菊田」→「県4種委員会花井」(メール又はFAX)
 - ・対戦予定: 決まり次第その都度(メール又はFAX)
 - ・結果速報: 試合終了の翌日中(メール又はFAX)
 - ・後日示されるチームの最終版エントリー表原本、その他の報告事項: リーグ戦終了後(郵送等)

＊ 会場責任チームの業務

- ・会場責任者及び会場責任審判員を指名する。
- ・対戦結果速報を当日中にブロック責任者に送付する。(メール又はFAX)
- ・審判報告書原本をブロック責任者に送付する。(郵送等)

＊ 参加チームの義務

- ・試合参加可否の予定を3週間までにブロック責任者に送付する。この際、参加否の場合は具体的な理由を明記すること(メール又はFAX)
- ・試合予定1週間以降のキャンセルは原則として不戦敗とする。
ただし、当該チーム同士で第三者の審判依頼を含めて調整し2週間以内(最終日程は11月17日)に実施できた場合はこの限りではない。
- ・棄権の場合は事前にブロック責任者に連絡する。ただし、割当審判は履行しなければならない。
- ・グラウンドを2回以上(基準)提供する。
- ・実施要項及び本細部運営要領を遵守する。特に、試合当日の正副ユニフォーム、選手証、審判証の携行及び事前の連絡、送付期限の厳守に注意する。
- ・やむを得ない事情により、[2試合/チーム1日]を超える場合は、適宜の交代等により選手個人の出場合計時間が80分を超えないよう配慮する。

- ＊ 雨天等による中止の場合は、会場ごとに会場責任者がブロック責任者と調整のうえ決定し、関係チームに連絡する。(スライドは行わず別日程で実施する。)

以 上

平成26年4月1日

埼玉県さいたま市地区少年サッカー指導者協議会